



佐賀県公報

平成20年
10月3日
(金曜日)
第 13090号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

○佐賀県卸売市場条例に基づく卸売市場の卸売業者の廃止(三六四・流通課) 一

○地方卸売市場の廃止 (三六五・) 一

○土地収用法に基づく事業認定 (三六六・土地対策課) 一

公告

○土地改良区の定款変更認可 (農地整備課) 三

選挙管理委員会事項

◎地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、
同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選
挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて
得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
並びに地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙
権を有する者の総数の三分の一の数 (告示・三八) 三

人事委員会事項

○平成二十年度身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考の実施 (公告) 四

公安委員会事項

○落札者等の公示 (公告) 六

○ 告示

◎佐賀県告示第三百六十四号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項に規定する卸
売業者が廃止されたので、佐賀県卸売市場条例(昭和四十六年佐賀県条例第三
十七号)第二十三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十年十月三日

佐賀県知事 古川 康

卸売業者名 株式会社武 雄大同青果 市場	卸売業務を行っていた 地方卸売市場名 武雄大同青果市場	所在地 佐賀県武雄市朝日町大字甘久一九 八	廃止年月日 平成二〇・ 九・三〇
-------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------	------------------------

◎佐賀県告示第三百六十五号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第六十条の規定により地方卸売
市場の廃止の許可をした。
平成二十年十月三日

佐賀県知事 古川 康

地方卸売市場名 地方卸売市場 武雄大同青果市場	開設者名 株式会社 武雄大同 青果市場	所在地 佐賀県武雄市朝日町大字甘久一九八 一	廃止年月日 平成二〇・ 九・三〇
-------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------

◎佐賀県告示第三百六十六号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条
の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
平成二十年十月三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 起業者の名称 玄海町
- 二 事業の種類 (仮称)薬用植物研究所建設事業及びこれに伴う附帯事業
- 三 起業地
 - (一) 収用の部分 佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字中山地内
 - (二) 使用の部分 なし
- 四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(一) 法第二十条第一号の要件への適合性

申請に係る事業は、佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字中山地内における約一万八千二百四十八平方メートルの土地を起業地とし、甘草を主体とした薬草栽培施設等を建設する(仮称)薬用植物研究所建設事業及びこれに伴う附帯事業(以下「本件事業」という。)であり、法第三条第三十一号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に関する事業に該当する。

また、これに伴う附帯工事は、施設内の雨水等を排水するために必要な水路を布設するものであり、法第三条第三十五号に規定する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

(二) 法第二十条第二号の要件への適合性

本件事業は、「核燃料サイクル交付金交付規則(平成十九年三月三十一日経済産業省告示第九九号)第三条第三項の規定に基づく地域振興計画において、玄海町が実施する事業として位置づけられた事業である。

また、同町が一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(三) 法第二十条第三号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

甘草の甘味成分であるグリチルリチンは肝機能障害・アレルギーに有効であるとされ、内服薬やその炎症作用から目薬等の医薬のみならず、化粧品原料としても用いられている。

この甘草は、国内での需要が大きいにもかかわらず、主に中国からの輸入にたよっているが、乱獲による環境破壊や資源枯渇が懸念されており継続的な安定供給が課題となっている。

そこで、大学研究機関等の知見をもとに薬用植物を栽培・生産することによって、安定供給の技術が確立され、高品質な甘草等の実用化に資する相当の蓋然性が認められる。

また、この研究成果により地域農業の活性化や薬膳料理の特産化については観光資源として活用することにより、社会的・経済的効果も認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)及び佐賀県環境影響評価条例(平成十一年佐賀県条例第二十五号)に基づく環境影響評価の対象事業とはされていないが、起業者が任意に専門家による調査をしたところ、希少動植物はなかったが、湿原植物については施設内の調整池に移植・保存することとしており、周辺環境への影響は軽微なものと認められる。

また、埋蔵文化財については起業地内に遺跡分布は確認されていないことから、影響はないものと認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件事業に係る起業地の位置、交通の利便性、事業費等を考慮して選定した三つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、交通の便がよく、かつ、事業費の安価な本件起業地が最

も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであり、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

(四) 法第二十条第四号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本事業の完成により、輸入に依存している甘草等の安定確保・供給地域農業の活性化、地域産業・経済への波及効果等が期待でき、早期に本事業を施行する必要性があると認められる。

また、地元区長から早期実現を求める要望書も提出されている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本事業に係る起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は、土地を収用する公益上の必要性があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

玄海町役場 財政企画課

○ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成20年9

月24日天ヶ瀬土地改良区の定款の変更を認可した。

平成20年10月3日

佐賀県知事 古 三 廉

○ 選挙管理委員会事項

◎佐賀県選挙管理委員会告示第三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。

平成二十年十月三日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一三、八二一人

二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と

四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

一八一、八三九人

三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

佐賀市 五三、八四九人

唐津市・東松浦郡 三七、一五九人

鳥栖市	一七、三八七人
多久市	六、一二六人
伊万里市	一五、五九二人
武雄市	一三、七八三人
鹿島市・藤津郡	一一、三三九人
小城市	一一、一七四人
嬉野市	七、八六五人
神埼市・神埼郡	一三、二一八人
佐賀郡	九、三四〇人
三養基郡	一四、六八三人
西松浦郡	五、八六六人
杵島郡	一、九六六人

○ 人事委員会事項

佐賀県職員の任用に関する規則（昭和44年佐賀県人事委員会規則第6号）第10条の6第8号の規定により、身体障害者を対象とする佐賀県職員採用選考を次のとおり行います。

平成20年10月3日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

- 1 選考職種
行政、学校事務
- 2 受験資格
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から4級までのいずれかの等級である者で次の(1)から(4)までの要件のすべてに該当するもの

(1) 昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者

(2) 介護者なしに職務の遂行が可能な者

(3) 活字印刷文による出題に対応することができる者

(4) 佐賀県内に居住している者（通学等のため一時的に県外に居住している者を含む。）。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができません。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号に該当する（準禁治産者を含む。）

3 第1次選考

(1) 選考の実施日

平成20年11月9日（日曜日）午前

(2) 試験地

佐賀勤労身体障害者教養文化体育館（佐賀市天祐一丁目8番5号）

(3) 試験種目、内容及び出題分野は次の表のとおりとします。

試験種目	教養試験
内 容	高等学校卒業程度の一般的知識及び一般知能についての五枝択一式問題40問による筆記試験
出題分野	社会科学（法律、政治、経済、社会一般、人権等） 人文科学（日本史、世界史、地理、国語、文学・芸術等） 自然科学（数学、物理、化学、生物、地学等） 文章理解（英文を含む。） 判断推理、数的推理、資料解釈等

(4) 第1次選考合格者発表

第1次選考実施日当日の正午から佐賀勤労身体障害者教養文化体育館内の選考会場前に合格者の受験番号を掲示します。

4 第2次選考

(1) 選考の実施日

平成20年11月9日（日曜日）午後

ただし、身体検査については、11月10日(月曜日)に実施します。

(2) 試験地

佐賀勤労身体障害者教養文化体育館

ただし、身体検査については、佐賀県総合保健協会(佐賀市天神一丁目4番15号)にて実施します。

(3) 試験種目

作文試験、面接試験、適性検査、身体検査及び資格調査

5 最終合格者発表

平成20年12月上・中旬に、佐賀県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に文書で通知します。

6 採用選考合格者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用選考合格者名簿に成績順に記載され、採用は、この名簿に基づき、任命権者が行います。

7 試験案内及び受験申込書の交付

(1) 交付場所

県人事委員会事務局

さが元氣ひろば

佐賀中部保健福祉事務所

鳥栖保健福祉事務所

唐津保健福祉事務所

伊万里保健福祉事務所

杵藤保健福祉事務所

県総合福祉センター

産業技術学院

鹿島農林事務所

神崎土木事務所

(2) 郵便による請求方法

封筒の表に「選考請求」と朱書きし、120円切手をはったあて先明記の定形の返信用封筒(角形2号封筒(縦33.2センチメートル横24センチメートル程度))を必ず同封し、佐賀県人事委員会事務局に請求してください。

(3) ホームページからダウンロードする方法

佐賀県ホームページ(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)から様式をダウンロードし、所定の用紙に印刷して使用してください。

8 受験申込の方法

(1) インターネット申込みの場合

佐賀県ホームページの申請・届出メニューから直接所定の事項を入力してください。

(2) 持参及び郵送の場合

提出先 佐賀県人事委員会事務局(郵便番号 840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)

受験申込書に所定の事項を記入し、所定欄に返信用の80円切手をはり付けて提出してください。

9 申込みの受付期間

(1) インターネット申込みの場合

平成20年10月3日(金曜日)の9時から10月24日(金曜日)の17時まで
に受信したものを受け付けます。

(2) 持参の場合

平成20年10月3日(金曜日)から10月24日(金曜日)までの8時30分から17時までの間に受け付けます。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日等の閉庁日は除きます。

(3) 郵送の場合

平成20年10月3日(金曜日)から受け付けます。

なお、10月24日(金曜日)の消印のあるものまで有効とします。

10 問い合わせ先

佐賀県人事委員会事務局
 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
 電話番号 直通 0952-25-7295

○ 公安委員会事項

次のとおり落札者等について公告します。

平成20年10月3日

収支等命令者

佐賀県警察本部警務部会計課長 吉 岡 初 彦

- 1 借入物品の名称及び数量
汎用電子計算機 一式
- 2 契約相手方を決定した手続
一般競争入札
- 3 入札公告を行った日
平成20年6月27日
- 4 落札を決定した日
平成20年8月19日
- 5 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏名 日本電子計算機株式会社 取締役社長 越智 謙二
 (2) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 6 落札価格 472,430,700円 (消費税額及び地方消費税額を含む。)
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 (1) 部局の名称 佐賀県警察本部警務部会計課用度係
 (2) 所在地 佐賀市松原一丁目1番16号

購読料 一か年三二二〇〇円(送料共)
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年十月三日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
 印刷社 (株)佐賀印刷社